

利用請求に当たってのお願い

宮内公文書館

宮内公文書館は、特定歴史公文書等の保存及び利用を図るため、「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という。）第16条第1項に基づき、利用請求のあった特定歴史公文書等について、利用制限情報に関する審査を実施し、利用決定を行っています。

当館としましては、1人でも多くの方からの利用請求にお応えするため、下記のとおり、皆様にお願ひすることといたしましたので、お知らせいたします。

記

- ① 利用請求書には、利用を行う御本人の氏名（旧氏記載可）又は名称（法人その他の団体の場合は、代表者の氏名（旧氏記載可））を御記入ください。
- ② 利用決定に係る審査は、利用請求書を受け付けた順に行います。原則として、利用請求書を受付後、30日を限度に利用審査に係る特定歴史公文書等を最大5件ごとに審査を行います。
- ③ 既に利用請求を行っている方におかれましては、当該利用請求に係る利用決定がなされた後に、新たな利用請求を行うよう、お願いいたします。
- ④ 同一の方から複数回にわたる利用請求が行われ、利用請求に係る特定歴史公文書等が全体として著しく大量となる場合、審査の順番については、全体をまとめて初回の利用請求日に請求があったものと扱い、上記②を当てはめて審査を行います。

御理解の程、よろしくお願いいたします。

※ 利用請求時に既に利用制限の区分が「全部利用」又は「一部利用」となっている特定歴史公文書等は、利用請求の手続を経ることなく、御利用いただけます。

以上